

青山荘指定居宅介護支援事業所重要事項説明及び同意書

＜令和6年4月1日現在＞

1. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所	青山荘指定居宅介護支援事業所
所在地	鹿児島県肝属郡錦江町馬場1134-1
介護保険指定番号	4677600019 (平成11年10月1日指定)
サービス提供地域	1. 錦江町・南大隅町・肝付町及び鹿屋市内 2. 上記以外から要請のあった地域

(2) 事業所の職員体制

◇管理者 1名 (常勤兼務)

◇介護支援専門員 1名以上

利用者44名又はその端数を増すごとに1名を標準とする

◇事務員 1名 (常勤兼務)

(3) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始12/29～1/3はお休みです。)
受付時間	24時間体制
営業時間	8時30分～17時30分

但し、休日及び営業時間等の以外であっても他の者が代わって相談業務を行います。

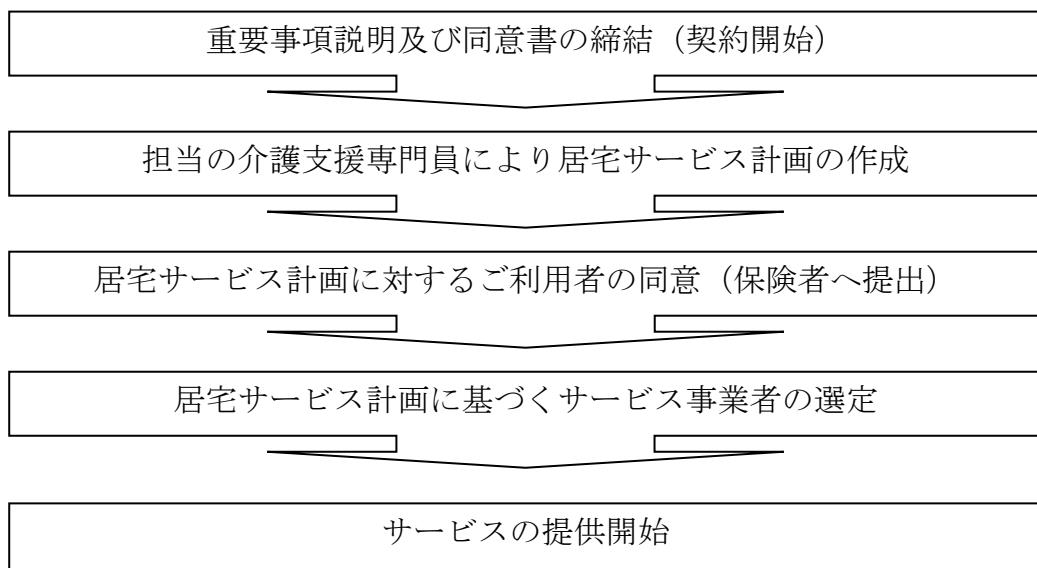
(4) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、又、介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、厚生省令定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を厳守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態にある利用者及びその家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状態等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、又、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。
事務員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

2. 当事業所の運営方針

- (1) 事業所は、被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その支援を行います。
- (2) 事業所は、被保険者の介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行います。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行います。
- (3) 事業所は、被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な福祉サービス及び保健医療サービス・施設サービス等の多様なサービスと事業所との連携を行い、総合的かつ効果的に介護サービスが提供されるよう配慮し、その支援を行います。
- (4) 事業所は、錦江町（左記以外から要請があれば受け入れる）から介護認定調査の委託を受けた場合は、公正中立を旨とし、更に被保険者に対し正しい調査を行い、これらに関する知識を有するように研鑽を行います。
- (5) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類を選択し、また、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を行います。

3. 居宅介護支援事業所の内容



- (1) 居宅サービス計画作成にあたっては、ご利用者及びご家族の日常生活における課題を課題分析表にて検討し、サービス担当者会議を開催し、ケアプランを作成いたします。
- (2) 居宅サービスの提供開始後は、状況把握のために月に1回の訪問かつ定期のモニタリング及びアセスメントを行いケアプランの見直しを行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護区分毎に定められた料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

サービス提供地域（錦江町）にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、運営規定に基づき徴収する場合があります。

(3) 解約料

料金は一切かかりません。（契約はいつでも解約することができます）

5. 居宅サービス計画作成依頼の変更について

ご利用者は、当事業所に対して、いつでも居宅サービス計画作成依頼の変更を申し入れることができます。

但し、14日以上の予告期間をもって届け出るものとします。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

管理者	堂地 里恵
担当	堂地 里恵（介護支援専門員）
受付時間	毎週 月曜日～金曜日：但し、祝日及び年末年始を除く 8時30分～17時30分
電話番号	0994-22-3366

(2) その他の苦情受付機関

錦江町役場 保健福祉課	〒893-2302 所在地：鹿児島県肝属郡錦江町城元963 連絡先：TEL 0994-22-0511 FAX 0994-22-1951
鹿児島県 国民健康保険団体 連合会	〒890-0064 所在地：鹿児島市鴨池新町7-4（県市町村自治会館内） 連絡先：TEL 099-206-1084 FAX 099-206-1069

鹿児島県 社会福祉協議会	〒890-8517 所在地：鹿児島市鴨池新町1-7（県福祉センター内） 連絡先：TEL 099-256-6789 FAX 099-250-9358
-----------------	---

7. 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密が漏れることがないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者又はそのご家族からの同意をいただきます。

8. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかにご利用者ご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 記録の整備・閲覧

- (1) 当事業所は、介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。
- (2) 当事業所は、利用者又はご家族に対し、保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。

10. 虐待の防止と身体的拘束適正化のための措置

虐待の防止の指針に基づき対策を行います。虐待の発生または、再発を防止するための対策を講じるため委員会を設置し研修を行います。

虐待の発生または、再発を防止するための委員会を定期的に開催し、拘束廃止への取り組みを行い、意識の啓発、虐待を発見時には行政への通知を行い、ご利用者の安全の確保に努めています。又、虐待防止に関する責任者を選定しています。

ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録することとします。

11. 看取り期における支援について

看取り期において、ご利用者、ご家族の意向に沿い「人生の最後段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、在宅での介護を支援します。

12. BCP(業務継続計画)策定について

自然災害、感染症対策には、BCP計画、ガイドラインに基づき、ご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めています。

非常災害時：実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めています。

健康危機発生時：感染症対策委員会を開催します。感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔離、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

13. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人幸伸会 |
| (2) 法人所在地 | 〒893-2302
鹿児島県肝属郡錦江町城元3724-1 |
| (3) 電話番号 | 0994-22-3366 |
| (4) 代表者名 | 理事長 石踊 紳一郎 |
| (5) 設立年月日 | 平成5年5月24日 |

利用者用

令和 年 月 日

*青山荘指定居宅介護支援事業所における居宅サービス計画作成に際し「居宅介護支援事業所重要事項説明及び同意書」に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地：鹿児島県肝属郡錦江町馬場 1134-1
事業所：社会福祉法人 幸伸会
理事長 石踊 紳一郎
青山荘指定居宅介護支援事業所

説明者： 介護支援専門員 堂地 里恵 印

*私は、「居宅介護支援事業所重要事項説明及び同意書」に基づいて事業所より重要事項の説明を受け、居宅サービス計画作成に同意いたしました。

*私及びその家族は、介護保険法に基づく守秘義務に関して、個人情報を以下の場合に限り、第三者に提供することに同意いたします。

- 医療上の必要性がある場合
- サービス担当者会議
- 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、介護保険施設等
- その他、研修等で必要な場合は、その都度同意を求める

利用者氏名： 印

家族 氏名： 印
利用者との関係（ ）

事業所控

令和 年 月 日

*青山荘指定居宅介護支援事業所における居宅サービス計画作成に際し「居宅介護支援事業所重要事項説明及び同意書」に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地：鹿児島県肝属郡錦江町馬場 1134-1

事業所：社会福祉法人 幸伸会

理事長 石踊 紳一郎

青山荘指定居宅介護支援事業所

説明者： 介護支援専門員 堂地 里恵 印

*私は、「居宅介護支援事業所重要事項説明及び同意書」に基づいて事業所より重要事項の説明を受け、居宅サービス計画作成に同意いたしました。

*私及びその家族は、介護保険法に基づく守秘義務に関して、個人情報を以下の場合に限り、第三者に提供することに同意いたします。

- 医療上の必要性がある場合
- サービス担当者会議
- 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、介護保険施設等
- その他、研修等で必要な場合は、その都度同意を求めます

利用者氏名： 印

家族 氏名： 印
利用者との関係（ ）